

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監査の対象：平成29年3月30日付け住民監査請求（平成29年5月24日付け大監第12号）

所管所属：西成区

提出日：平成29年8月31日

意見	意見に係る見解、経過及び現状等
<p>本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、改善すべき点について意見を申し添える。</p> <p>本件請求に関し、A地活協に交付した補助金の流れを確認したところ、請求人が主張するとおり、A地活協から提出された実績報告の内容とその構成団体であるA社協の決算書の内容が整合しないことが判明した。この点、西成区にA社協の決算状況を確認する義務までではないものの、A地活協から収入する補助金をA社協が翌年度の収入として計上していることは不適切であり、西成区は、地活協とその構成団体の補助金に係る決算書の内容の整合性を図るよう是正させるとともに、中間支援組織とも連携し、地活協及びその構成団体の決算状況を適時に確認し、的確な指導を行うよう改善されたい。</p> <p>また、このことは、上記判断にも示したとおり、A地活協が本市から概算払により交付を受けた補助金を翌年度に構成団体に支払うまで留め置いていることが原因であるので、西成区はこのような状況を直ちに改善させるとともに、区内全ての地活協を調査し、補助金を概算払により交付している地活協については、その必要性を精査するとともに、仮に概算払を認めるのであれば、補助金の執行時期を確認する仕組みを構築するなどモニタリングを強化し、適正な補助金の交付に努められたい。</p> <p>なお、今回の監査で、補助対象経費の一部の支払先がA地活協の役員であり、利益相反取引に当たることが判明したが、そもそも地活協には準行政的な機能があり、高い透明性が求められるので、利益相反取引の是非については、地活協の役員会で協議し、協議結果を記録に残す等、より透明性の高い事業運営を行うよう、西成区は指導、助言を行われたい。</p>	<p>西成区といたしましても、A地活協から収入する補助金をA社協が翌年度の収入として計上していたことは適切ではないと認識しており、A地活協に対して、平成29年度については、事業の実施前に構成団体（A社協）へ補助金の交付を行い、構成団体（A社協）が翌年度の収入として計上する事のないよう指導を行っております。</p> <p>なお、平成29年度補助金については、A地活協から構成団体（A社協）へ平成29年6月27日付けで交付されたことを確認しています。</p> <p>（A地活協への説明・指導の実施状況） H29.5.25 会長（場所：区役所会議室） H29.5.26 副会長（場所：役員宅） H29.6.16 会長（場所：区役所会議室）</p> <p>また、A地活協の事業完了後、地活協及び各構成団体の決算書を中間支援組織が確認し、その内容について、区が報告を受けることとしてまいります。</p> <p>西成区といたしましても、このような状況が改善するよう指導を行い、平成29年6月27日に開催されたA地活協の運営委員会にて、平成29年度分の補助金については既に各構成団体へ交付されたことを確認しております。</p> <p>また、区内全ての地活協につきましても、補助金が翌年度まで留め置かれていることがないかどうか確認を行った結果、そのようなことがなかったことを確認しております。</p> <p>なお、概算払いを認める場合につきましては、年度末の精算時に補助金の実績報告書が区に提出される段階で、原則として当該年度の出納簿等の写しについても併せて提出を求め、確認を行ってまいります。</p> <p>西成区といたしましても、地活協には準行政的な機能があり、高い透明性が求められると認識しており、ご意見に示された点についてはA地活協に対して指導を行いました。</p> <p>また、区内の地活協に対しても、疑念を抱かれる事のないよう、地活協の役員会・運営委員会で協議し、取引ぎについての承認を得て、記録を残すよう周知を行っております。</p> <p>なお、A地活協における当該取引については、事後（平成29年6月20日）においてA地活協役員間で報告のうえ、了承されていることを確認しています。</p> <p>（A地活協への指導の実施状況） H29.5.25 会長（場所：区役所会議室） H29.5.26 副会長（場所：役員宅） H29.6.16 会長（場所：区役所会議室）</p> <p>（区内全地活協への説明の実施状況） H29.7.6 地活協補助金説明会にて説明（場所：区役所会議室）</p>

また、A地活協の収支は基本的に本市からの補助金に係る収支のみではあるものの、決算報告の内容に利子収入や繰越金の記載がなくA地活協全体の決算を表すものとなっていない、あるいは、収支を会計整理表のようなもので整理するのみで帳簿を作成していないなど、不十分な点も判明した。

よって、西成区は、A地活協に対して適正な経理処理、決算報告を行うよう強く指導するとともに、A地活協の例に鑑み、区内全ての地活協の実績報告書と、構成団体への資金の流れ及び構成団体の決算の状況についても、改めて調査するとともに、A地活協及びA社協と同様の状況にあるものなどは直ちに指導し、改善を図られたい。

さらに、「大阪市西成区『地域活動協議会』の区長認定に関する要綱」で、地活協には民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が求められ、経理的基礎を有することが要請されており、これらを満たさない場合は地活協としての認定を取り消さなければならないことから、西成区は、地活協の決算が確定した段階で決算書を徴し、認定時だけではなく継続的にこれらの点を確認するよう改められたい。

本件請求を通じて判明したA地活協の不十分な決算報告や不適切な補助金の執行時期について、根本的な原因は、西成区のモニタリングが不十分であること、また、地活協の組織運営や会計の透明性確保等を支援する中間支援組織が有効に機能していないことにあると言える。

特に中間支援組織による支援については、平成28年度の包括外部監査においても意見として各区の会計指導にレベル差があることに言及されている。中間支援組織との契約は各区がそれぞれ締結し、本市全体では平成27年度に4億円余りの委託料が支払われており、西成区においても1,800万円余りの委託料が支払われている。西成区の委託契約の仕様書によると、予算・決算、出納事務に係る助言等の支援が委託業務に含まれており、今回のA地活協の場合においては、中間支援組織は、概算払で交付を受けた補助金が長期間留保されている事実を把握し、その構成団体の会計処理も含めて改善指導するとともに、西成区にもそのような事実を報告すべきであったと考えられる。多額の委託料を支払っていることから、西成区は、中間支援組織の業務実態を確認し、不十分な点は直ちに改善させるとともに、中間支援組織がその役割を十分果たし、有効に機能することにより、地活協の自律的な組織運営が実現するよう、中間支援組織との連携を強化し、地活協の課題解決に当たられたい。

最後に、西成区は、現在の状況を放置すると、地活協、ひいては西成区に対する地域住民の信頼を損なうこととなるので、西成区はその点を十分肝に銘じ、補助金交付事務の適正化に早急に取り組まれたい。

西成区といたしましては、A地活協に対し、利子収入や繰越金の記載も含め、地活協の収支全体が明確となるよう適切な会計処理や書類作成を行うよう指導しております。

また、区内全ての地活協につきましても、実績報告書と構成団体への資金の流れに関する聞き取りや通帳の確認等により調査した結果、A地活協とA社協のような状況（概算払により交付を受けた補助金を、翌年度に構成団体へ支払うまで留め置いている）は見られませんでした。

西成区といたしましても地活協の決算が確定した段階で決算書を徴し、認定時だけではなく継続的にこれらの点を確認するよう改めるべく、平成29年7月6日開催の補助金説明会において区内地活協へ周知をいたしております。

なお、平成28年度に交付した補助金も含めた各地域活動協議会全体の決算書について、全ての地活協において作成されていることを確認しております。

今回の事案について、中間支援組織との情報共有を行い、その中で、区内全地活協に対しても決算報告や補助金の執行時期を含め、組織運営や会計処理に係る支援強化を重要課題として位置づけ、中間支援組織としても平成29年7月21日に「なんでも相談会」を実施するなど、支援の強化に取り組んでいるところでございます。

また、中間支援組織においては、事業実施や実績報告書の作成にかかる助言・指導や会計処理における必要書類の整備状況等のチェックなどについて、より強化して取り組むこととしており、区役所においてもその状況を適宜確認してまいります。

西成区といたしましても、今後とも中間支援組織と相互の連携強化を図りつつ、地域住民の信頼を損ねることのないよう、補助金の適切な執行管理に努めてまいります。